

関西電力株式会社の 供給約款変更認可申請に係る査定方針案

平成27年4月21日

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電気料金審査専門小委員会

目次

はじめに	P 2
基本的な考え方	P 4
1. 経営効率化	P 6
2. 燃料費	P 23
3. 購入・販売電力料	P 40
4. 公租公課(事業税)	P 54
5. 使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費	P 57
6. 費用の配賦・レートマーク	P 61
7. 値下げの条件	P 67
8. 美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉	P 72
(参考)	
委員等名簿	P 75
開催実績	P 76

はじめに

- (1) 平成26年12月24日付けで関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)から電気事業法第19条第1項の規定に基づき、供給約款変更認可申請(以下「料金認可申請」という。)が提出された。
- (2) 平成27年1月21日の第20回電気料金審査専門小委員会以降、本委員会は、関西電力から経済産業省に提出された料金認可申請について審議し、平成27年4月21日の第25回電気料金審査専門小委員会まで6回開催。審議の透明性を高めるため、委員会の審議は、議事内容、配布資料を含め、全て公開形式で開催した。加えて、全6回について、オブザーバー(消費者団体、中小企業団体、消費者庁)の参加を得て、活発にご議論をいただいた。
- (3) また、広く一般の意見を聴取するため、第20回、第21回小委員会においては、自治体関係者、消費者団体、中小企業団体関係者を招き、意見を聴取。2月25日の第22回小委員会には、消費者庁からチェックポイントが提出され、それも踏まえながら、以降の審議が行われた。また、平成27年3月3日には値上げに係る公聴会が大阪にて開催され、委員3名が参加するとともに、3月24日の第23回委員会においては公聴会に寄せられた意見が事務局から報告された。更に、第23回小委員会においては、「国民の声」に寄せられた生の意見を公表するなど、隨時議論に反映してきた。
- (4) 平成27年1月21日の第20回小委員会以降、委員が査定方針案の検討を行った。委員は、事務局が関西電力から提出を受けた契約書のコピーを含む資料を確認し、必要に応じて電力会社に対し資料の追加提出等を要請した。委員は事務局に対し、査定方針案に係る資料の作成を要請し、事務局はヒアリング時の委員の指摘や追加コメントを踏まえ資料を作成・修正し、委員による資料の確認を受けた。委員から事務局等に対するヒアリングは、延べ62回、約65時間実施した。

基本的な考え方

基本的な考え方

電気事業法第19条第1項に基づく電気料金改定の申請については、電気事業法第19条、一般電気事業供給約款料金算定規則(以下「算定規則」という。)や一般電気事業供給約款料金審査要領(平成25年12月5日改定)等の電気事業法関連規定、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)に照らし、申請された料金が「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の要件に合致し、最大限の経営効率化を踏まえたものであるかを審査する必要がある。

関西電力の今回の申請は、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働が前回認可時の想定よりも遅延していることを理由とするものであり、電源構成変分認可制度(算定規則第19条の2)に基づいて提出された。これは、一般電気事業者の電気料金について、料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動(燃料費等)を料金に反映させる料金改定を認める制度である。

これらを踏まえ、以下の基本的な考え方に基づき、査定を行うこととする。

(1) 審査の前提として、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分に確認する。

(2) 電源構成変分認可制度の直接の対象となる費目(燃料費、使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費、地帯間購入電源費、他社購入電源費、地帯間販売電源料、他社販売電源料、事業税)については、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働の遅延という社会的経済的事情の変動による電源構成の変動に基づく、当該部分の将来の原価の変動のみが料金に反映されているかどうかを確認し、必要な査定を行う。

1. 経営効率化

- 電気料金は、料金算定にあたっての前提となる供給計画(工事計画含む)、経営効率化計画、資金計画等の各種経営計画(前提計画)に基づいて算定される。
- 電気料金審査専門小委員会においては、とりわけ、効率化計画の進捗状況等の確認を行った。また、主に需要と供給に関する前提計画についても、料金算定に当たって妥当なものであるかどうか検討を行った。
- 前提計画のうち、燃料費、購入・販売電力料、バックエンド関連費用、事業税に関する計画については、それぞれの個別原価の項目の中で、併せて検討を行った。

【参考】経営効率化計画について

平成7年の「電気事業審議会料金制度部会中間報告」(平成7年)を受けて、事業者においてとりまとめられ、公表されることとされており、「電気料金に対する国民の十分な理解を得ることに資する」とされている。

「電気事業審議会料金制度部会中間報告」(平成7年)(抜粋)

I 総論

1. 中間とりまとめまでの検討概要

(一) 事業者の経営効率化を促す料金制度

② 経営効率化の内容の公表

規制当局による料金規制に加え、電気事業者の自主的取り組みとして、料金改定に当たって、電気事業者は予め経営効率化の内容を国民に示すこととし、かかる効率化努力を織り込んだ原価を持って料金申請を行うことが必要である。

II 各論

2. 経営効率化計画及び料金の定期的評価

[i] 経営効率化計画

(2) 具体的には、「経営効率化計画」は、中長期的な取り組みや目標、毎年の経営方針やこれらを受けた設備投資の合理化目標、各種の業務計画等を需要家に理解し易い形で取りまとめ、毎年度公表することが適当である。その際、需要家にとって経営効率化努力の成果がどのように料金に反映されるかが大きな関心事であることに鑑み、公表される内容が極力具体的かつ定量的であることが望ましい。

<前提計画>

<供給計画>
電力需要予測と供給力の10年計画を毎年度策定。燃料費や購入電力料等の算定基礎。

<工事計画>
今後の発電設備や送電線、変電所等の建設計画。減価償却費や事業報酬等の算定基礎。

<業務計画>
人員計画や業務機械化計画、研究計画等が含まれる。人件費やその他の費用等の基礎。

<経営効率化計画>
料金改定時には、料金改定の理由、根拠等を明らかにする。

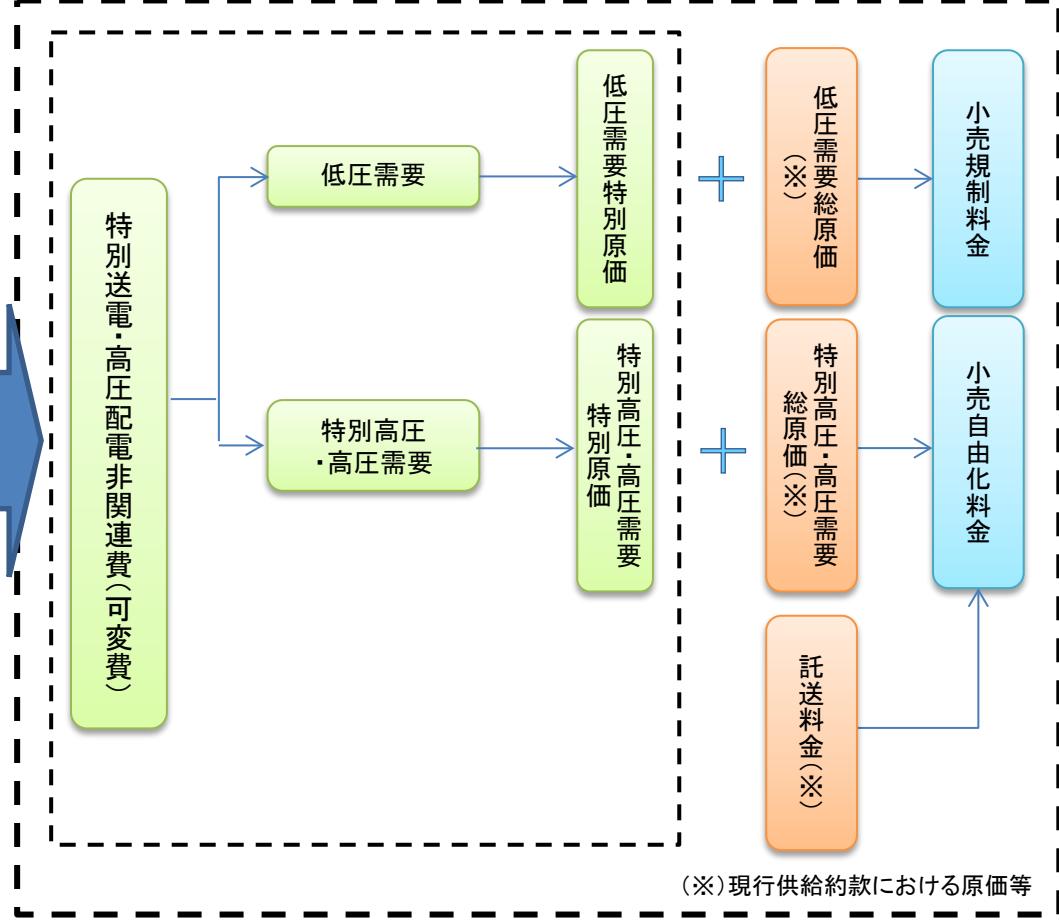
<資金計画>
工事計画遂行のために必要な資金調達計画。法人税や財務費用等の算定基礎。

<特別変動可変費の算定>

【営業費】

- 燃料費
- バックエンド費用
 - ・使用済燃料再処理等発電費
 - ・特定放射性廃棄物処分費
- 購入電力料等
 - ・地帯間購入電源費
 - ・他社購入電源費
 - ・地帯間販売電源料
 - ・他社販売電源料
- 事業税

<費用の配賦、レートメーク>



査定方針への対応状況等①(総括表)

第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料)

(単位：億円)

費用項目	平成25年度					平成26年度				
	効率化 実績 (A)	効率化 計画 (B)	査定額 (C)	(A)-(B)	(A)- (B)-(C)	効率化 見通し (A)	効率化 計画 (B)	査定額 (C)	(A)-(B)	(A)- (B)-(C)
人件費	373	338	113	35	▲78	366	341	111	25	▲87
燃料費・ 購入電力料	445	253	91	193	102	1,086	535	98	551	454
設備投資 関連費用	98	53	33	46	12	103	64	33	39	5
修繕費	470	243	53	227	174	607	310	60	297	236
諸経費等	446	366	124	80	▲45	526	381	125	145	20
合 計	1,833	1,253	415	580	166	2,688	1,632	428	1,056	628

査定方針への対応状況等②(人件費)

第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料)

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
役員報酬の削減	3	3	0	3	3	0	平成24年10月から平均25%減の4,100万円/人への引下げを実施。
採用抑制による人員削減	-	-	-	17	9	8	平成26年度定期採用の前年度比170名減等を実施。
給料手当の削減	285	281	4	279	279	0	基準賃金の約5%減額および賞与の支給見送りを実施。
厚生費の削減等	59	54	5	62	50	11	厚生施設の全廃等を実施。
合計	347	338	9	361	341	19	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
役員報酬は、国家公務員指定職の水準（1,800万円/人）	3	4	▲1	4	4	▲ α	平成25年4月から平均60%減の2,100万円/人、27年1月から1,800万円/人へ引下げるが未達成。
1人当たり給与水準は、627万円	21	91	▲71	0	89	▲89	
退職給付水準は、▲400万円程度/人	0	12	▲12	0	12	▲12	査定方針の水準までは引下げておらず、未達成。なお、他の費目も含めた経営全般での効率化により、全体では達成。
健康保険料の会社負担割合は、平成27年度末に53%台	0	2	▲2	0	2	▲2	
持株会奨励金は、原価不算入	1	1	▲1	1	1	▲1	
その他	1	2	▲1	1	2	▲1	顧問報酬の支給等により、未達成。
合計	26	113	▲87	6	111	▲106	
効率化計画分+査定対応分	373	451	▲78	366	453	▲87	

査定方針への対応状況等③(燃料費・購入電力料)

第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4 (関西電力資料)

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
姫路第二発電所のコンバインドサイクル化による燃料費削減	161	147	14	471	419	53	設備更新時期前倒しを実施。
燃料調達価格の削減 (LNG価格、石炭価格)	4	4	α	5	4	1	LNG:輸入代行手数料の引下げを実施。 石炭:共同調達による安価な輸入炭を購入。
購入電力料の削減（調達価格の削減 卸電力取引所取引の活用）	102	102	0	112	112	0	他社電源、自家発等の固定費削減、卸電力取引所からの安価な電力購入を行うことによる削減を実施。
合計	267	253	14	588	535	53	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
燃料調達価格の削減 (LNG価格、石炭価格)	32	44	▲12	253	56	197	平成25年度は調達価格の低減に努めたものの、 スポット市況高騰の影響等もあり未達成。
購入電力料の削減（調達価格の削減 卸電力取引所取引の活用）	146	47	99	245	42	204	他社電源、自家発等の固定費削減、卸電力取引所からの安価な電力購入を行うことによる削減を実施。
合計	178	91	88	498	98	400	
効率化計画分+査定対応分	445	343	102	1,086	633	454	

査定方針への対応状況等④(設備投資関連費用)

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
調達価格の削減	8	8	0	26	26	0	調達価格削減により費用を削減。
工事実施時期・内容の見直し	45	44	α	40	38	2	業務・工事内容の見直しにより費用を削減。
合計	53	53	α	67	64	2	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	31	▲31	0	29	▲29	空管路や空回線等の稼動設備を査定されていることから、費用計上は避けがたい。
調達価格のさらなる削減等 (効率化深掘り等)	45	3	43	36	5	32	業務・工事内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	45	33	12	36	33	3	
効率化計画分 + 査定対応分	98	86	12	103	98	5	

査定方針への対応状況等⑤(修繕費)

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
調達価格の削減	168	168	0	189	189	0	調達価格削減により費用を削減。
スマートメーター単価の削減	12	42	▲30	77	77	0	平成25年度は仕様見直しや競争入札等により単価削減を実施するも、査定後単価には至らず。
工事実施時期・内容の見直し	45	33	12	48	44	4	業務・工事内容の見直しにより費用を削減。
合計	225	243	▲18	314	310	4	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	10	▲10	0	10	▲10	空管路や空回線等の稼動設備を査定されていることから、費用計上は避けがたい。
スマートメーター単価のさらなる削減	0	20	▲20	42	25	17	平成25年度は仕様見直しや競争入札等により単価削減を実施するも、査定後単価には至らず。
調達価格のさらなる削減等 (効率化深掘り等)	245	23	222	251	26	225	業務・工事内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	245	53	193	293	60	232	
効率化計画分+査定対応分	470	296	174	607	371	236	

査定方針への対応状況等⑥(諸経費等)

【現行料金に反映している経営効率化】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	計画 [B]	差引 [A]-[B]	
節電や省エネ推進を目的とした費用等の削減	103	150	▲47	139	148	▲10	節電・省エネ・需要抑制に資する費用等を支出したため未達成。
調達価格の削減	220	216	3	264	233	31	業務内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	323	366	▲43	403	381	22	

【査定方針への対応状況】

(単位：億円)

項目	平成25年度			平成26年度			差分説明
	実績 [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	見通し [A]	査定 [B]	差引 [A]-[B]	
特別監査	0	7	▲7	0	7	▲7	空管路や空回線等の稼動設備を査定されていることから、固定資産税等の費用計上は避けがたい。
節電や省エネ推進を目的とした費用等の削減	45	75	▲30	42	74	▲32	節電・省エネ・需要抑制に資する費用等を支出したため未達成。
調達価格のさらなる削減等（効率化深掘り、原価変動による影響等）	78	43	35	81	44	37	業務内容の見直しや、調達価格削減等により費用を削減。
合計	123	124	▲1	123	125	▲2	
効率化計画分+査定対応分	446	491	▲45	526	506	20	

平成27年度の経営効率化計画の概要①

第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5（関西電力資料）

(単位：億円)

費目	平成27年度					差引 (A)-(B)	
	見通し (A)	目標額 (B)					
		効率化計画		査定額			
人件費	489	465	354	111	24		
燃料費・購入電力料	1,044	914	669	245	130		
設備投資関連費用	127	117	82	35	10		
修繕費	610	370	309	61	240		
諸経費等	561	489	361	128	72		
小計	2,832	2,355	1,775	579	477		
資産売却等	200	—	—	—	200		
合計	3,032	2,355	1,775	579	677		

平成27年度の経営効率化計画の概要②

第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料)

<人件費>

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
採用抑制による人員削減	・26年度の採用数を前年度比▲170人の388人に、27年度は更に250人まで抑制した結果、在籍人員は、前回改定時計画(24年度末～27年度末)の▲約500人を上回る、▲約750人となる見通し	・継続した要員効率化を推進	40	23	17
役員報酬	・社内役員で平均60%程度の減額を実施してきたが、平成27年1月から、さらに5%程度減額幅を深掘りし、社内役員で平均65%程度の減額	・平成27年1月から実施の社内役員で平均65%程度の削減を継続 (1,800万円)	7	7	0
給料手当	・基準賃金の約5%の減額や、賞与の支給見送りにより、年収をH23の790万から660万程度まで削減	・査定方針に沿って、年収を627万円まで削減すべく、努力	354	354	0
退職給与金	—	・査定方針に沿って、退職金にかかる費用を12億円(査定額) 削減すべく、努力	12	12	0
厚生費	・保養所や体育施設の廃止等に取り組み、25年度の一般厚生費を、査定後水準を下回る24.0万円/人まで削減	・継続した効率化を推進	62	62	0
委託検針費	・委託手数料の引き下げ	・継続した効率化を推進	13	5	7
雑給	・顧問人数の削減および顧問報酬の減額 (1億4千万円程度/14名分から、4千万円程度/7名分)	・顧問について、委嘱内容を吟味し、さらなる削減に努める	1+ α	1.4	▲ β
合計	—	—	489	465	24

平成27年度の経営効率化計画の概要③

<燃料費・購入電力料>

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25～26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
火力燃料費の削減	・姫路第二発電所のコンバインドサイクル化による燃料費削減 (運開時期をさらに1～5ヶ月前倒し)	・これまでと同様の取組みを着実に実施し、新姫路第二発電所6号機の運開時期を3ヶ月前倒し	582	549	33
	・LNG輸入代行手数料の削減	・これまでと同様の取組みを着実に実施	2	2	α
	・他社との連携および調達先の分散化等、売主との交渉力向上による価格削減		2	2	0
	・LNG価格査定への対応として、市況の動向を踏まえた機動的なスポット調達を実施	・27年度の査定額189億円は、26年度の査定額53億円と比べても非常に厳しい水準であるが市況緩和時の国際入札の実施等、当該認可単価水準の実現に向けた取組みを実施	200	189	11
	・石炭価格査定への対応として、安価な石炭調達を実施	・これまでと同様の取組みを着実に実施	2	2	0
購入電力料の削減	・他社電源、自家発等の固定費用削減 ・卸電力取引所から安価な電力購入を行うことによる燃料費削減	・他社電源、自家発等の固定費用削減や卸電力取引所から安価な電力購入を着実に実施	256	169	86
合計	—	—	1,044	914	130

平成27年度の経営効率化計画の概要④

第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5（関西電力資料）

<設備投資関連費用>

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
調達価格の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の拡大(サプライヤー増【新規発掘】、総合評価方式等) ・取引先提案による設計や仕様の見直し ・価格調査のさらなる充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注比率のさらなる拡大(27年度の目標である30%はもちろん、中長期的に拡大するべく努力) ・設計や仕様の見直しといったこれまでの取組みを第三者評価の結果を踏まえ、さらに加速 	91	57	34
工事実施時期・内容の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備余寿命診断技術の向上による最適な改修時期の見極めに基づく見直しや、新工法等の採用による建設費抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・最適な改修時期の見極めに基づく見直しや、新工法等の採用による建設費抑制といったこれまでの取組みを着実に実施 	36	33	3
特別監査	—	—	0	26	▲26
合計	—	—	127	117	10

平成27年度の経営効率化計画の概要⑤

第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料)

<修繕費>

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
調達価格の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の拡大 (分離発注〔サードパーティ〕、順位配分競争等) ・設計や仕様の見直し (業務内容の見直し、仕様の見直し等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注比率のさらなる拡大 (27年度の目標である30%はもちろん、中長期的に拡大するべく努力) ・設計や仕様の見直しといったこれまでの取組みを第三者評価の結果を踏まえ、さらに加速 	421	214	208
スマートメーターの価格低減	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の活用 (26年度下期以降調達分について一般競争入札を実施) ・設計や仕様の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争発注の継続活用 (27年度以降調達分についても、継続して一般競争入札を実施) ・設計や仕様の見直し 	146	109	38
工事内容の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ・機器点検手法の変更 ・工法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器点検手法の変更や工法の見直しといった、これまでの取組みを着実に実施 	42	37	5
特別監査	—	—	0	11	▲11
合計	—	—	610	370	240

平成27年度の経営効率化計画の概要⑥

第23回 電気料金審査専門小委員会 資料5 (関西電力資料)

<諸経費等>

項目	主な取組み内容		27年度効率化額(億円)		
	25~26年度	27年度	見通し [A]	目標額 [B]	差引 [A]-[B]
委託費	・委託内容の見直しや競争的発注方法の拡大等による調達価格の削減	・これまでの取組みに加え、管理間接部門の業務プロセス改革の確実な推進による継続的なコスト削減	153	123	29
諸費	・寄付金、団体費の削減等(支出のとりやめ、減額) ・出張旅費や通信運搬費の徹底した削減	・これまでの取組みの継続・拡大	41	40	2
普及開発 関係費	・節電・省エネ関連や電気の安全など公益的な情報発信等の削減 ・PR施設の一部休館、運営費用の削減 ・お客さま対応に係る活動内容の見直し、節電・省エネ関連の各種お客さま説明ツールの削減等	・節電・省エネ関連や電気の安全など公益的な情報発信等のさらなる削減（一般向け広報誌の休刊など）、お客さまへの節電・省エネ関連活動のさらなる精査、各種お客さま説明ツールのさらなる削減の徹底等	175	175	0
研究費	・研究内容厳選、研究成果の他電力会社との共有化による自社研究の減 ・研究計画の抜本的な見直し等	・これまでの取組みの継続・拡大	49	49	0
その他費用	・リユースの拡大等による事務用品等の消耗品費の削減 ・調達価格削減による廃棄物処理費等の削減等	・社員研修などの研修内容の抜本的な見直しによる養成費の削減等	144	102	41
合計	—	—	561	489	72

「公聴会」及び「国民の声」の主な意見

- ・ コマーシャルで節電だ、節電だと言っているが、節電はもうみんなとくにやっている。でかい顔していないで、あなたがたの給料をもっと下げなさい。みんな生活をかけてこの公聴会に来ている。中小企業、年金生活者、弱者に対してもっと誠意を持って答えてほしい。社長は本当に心から謝ってない。経産省も審議会も、ちゃんと努力していない者に、簡単に値上げさせちゃいけない。一昨年の5月に値上げしているのだから、それでも対応できないということは努力が足りないということ。
- ・ 八木社長は、「グループの総力を結集」、「聖域無き」、「さらなる深掘り」という言葉を連呼するが、言葉通りの合理化とは到底理解できない。極限までの禊ぎすら感じられない。合理化イコール燃料費の補填にならないのは百も承知だが、値上げ申請人としての姿勢がなっていない。対策が消極的で、後手に回り、役員報酬についても指摘されても直近まで改定しないなど姿勢そのものが下の下である。
- ・ 今回は自助努力の及ばない値上げで経営上の責任はないと考えているのではないか。その象徴が役員報酬である。1月から査定水準まで引き下げ、3年間では他の費目で経営効率化を深堀りすることで吸収するというが、消費者は電気料金の引き下げのために経営効率化をして欲しいのであって、役員報酬を払うために経営効率化して欲しいわけではない。役員報酬は少なくとも3年間の合計額で達成するのが当然であり、それをしない経営陣から再値上げを言われる筋合いはない。
- ・ 経営危機を招いた経営者こそ大幅カットすべきだが、従業員の処遇は守るべき。
- ・ グループ企業は63社にまで名前を挙げきれないほど増加している。全グループ企業の資産の時価評価を公開するとともに、財務の非常危機に充てる必要がある。
- ・ 有価証券を売却すべき。株価が下がると言うが、それが今の関電の実力である。
- ・ 申請における10.23%の値上げ幅の中にはさらなる合理化の余地が含まれているのか。合理化の小出しをしているように見えて仕方がない。
- ・ 顧問7人に4000万円もの報酬を支払うことはとても認められない。東電は前回値上げ申請時に顧問制度そのものを廃止し、役員給与もゼロにした。関電は東電と遜色のない効率化を行っているというが、ここだけみても関電は甘いといわざるをえない。
- ・ 経営の効率化も一般的なレベルの延長であり、資産売却についても株売却程度のレベルであり送配電資産、本社資産、関連会社資産等の売却や今後を見据えた分社化も踏まえた経営ロードマップが明示されるべきである。
- ・ 「諸経費等」は、H26年度は全体として査定目標を達成したものの、各費用項目を見ると、「諸費」「普及開発関係費」はH25・26年度とも査定目標を達成していない。「諸費」には、寄付金や団体会費など、「普及開発費」には、テレビ・ラジオのCM、新聞広告費用などが含まれているが、何れも自らの経営努力で査定目標までの削減は可能な費目と思われる。実際にこれらの費目の使途を具体的に示した上で、なぜ未達だったのか、その理由と今後の対応について説明をしてほしい。
- ・ 東京電力は、福島事故への対応と原発が再稼働していない中で、徹底した経営効率化を行い、再値上げ申請はしないと表明している。関西電力には、値上げの前提として、少なくとも東京電力の経営効率化計画と同等あるいはそれ以上の効率化が求められる。経済産業省が両者の経営効率化の実績と今後の計画について比較・評価を行った上で、関西電力が「更なる効率化」を図り、値上げ幅を圧縮することを求める。
- ・ 項目が同じではないので単純な比較は出来ないが、東電はH22年度からH23年度の間に、長期投資の額が4916億円から1608億円へと3分の1に減少している。関電は有価証券の額が、H22年度が873億円、H25年度で1090億円と増加。関係会社長期投資の額では、H22年度が3919億円、H25年度では4219億円とやはり増加している。もっと株などを売却すべきはないか。

- 電源構成変分認可制度に基づく申請の審査に際しては、燃料費、購入・販売電力料等が直接の査定対象項目となるが、需要家に更なる負担を求めるに当たり、今般の料金改定の「前提計画」として位置付けられている経営効率化計画が、前回改定の査定方針及び認可時に求めた経営効率化を反映したものであるかどうか、その進捗状況・内容等を十分にチェックする必要がある。
- これまでの料金審査専門小委員会、公聴会及び国民の声においても、他の論点にもまして、関西電力による徹底的な経営効率化の取組を求める意見が多数寄せられた。
- 前回の料金改定時の査定方針で求めた原価算定期間を通じた経営効率化については、概ね進捗していると評価できるものの、一部コスト削減等において未達となっている費目があり、原価を超える支出が見られた。当該支出は、原価上は織り込まれていないため、料金には反映されないものの、それに見合うべく他の費目で効率化の深掘りを行っているものと考えられる。他の費目での効率化の深掘りは通常であれば望ましく、効率化インセンティブを維持する観点から尊重されるべきである。しかしながら、財務基盤の毀損等を背景として再値上げを行う局面に当たっては、原価に織り込まれていない支出をしている限り、その分純資産が削られ要資金調達額が増えていく等の観点からは、効率化の深掘りによって生み出される原資は、需要家への還元や財務基盤強化に充てられるべきと考えられる。
- 関西電力からは、第20回小委員会において、「効率化の深掘りの成果は、大きく毀損した財務体質の回復のみならず、お客さまの電気料金のご負担の軽減をはかるべく、活用してまいりたい」との表明があり、第23回小委員会において、平成27年度における経営効率化の具体的な取組について説明があった。コスト削減において依然として一部未達となっていること、役員報酬の削減や保有資産の売却等を求める意見が多いこと等も踏まえつつ、需要家の料金負担を軽減する具体的な方策を明らかにし、それを確実に実施することを求める。

2. 燃料費

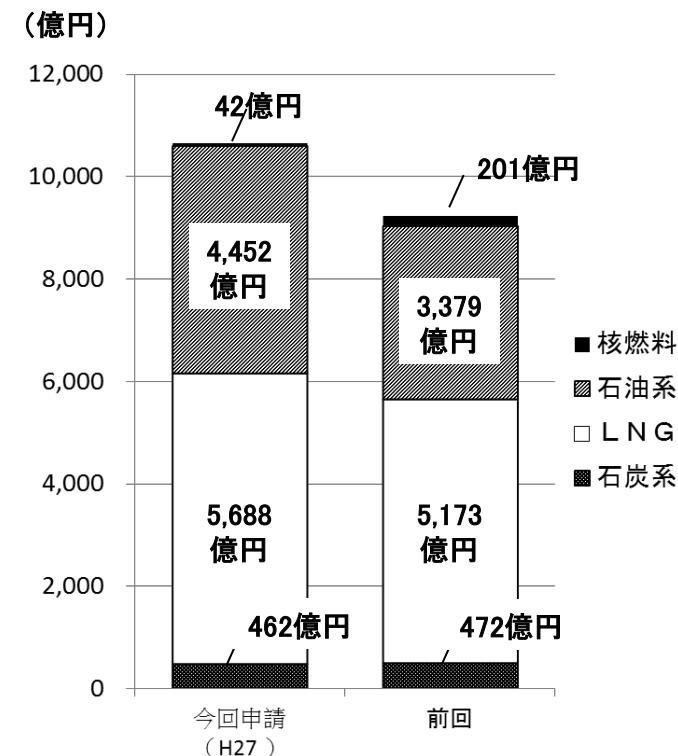
- 燃料費は、石炭、LNG、重原油等の火力燃料費、核燃料費の合計額であり、供給計画等を基に算定した数量に、単価を乗じて算定されている。
- 電源構成変分認可制度に基づく申請であることから、燃料消費数量の変更に起因する変動額の反映を算定する。
- 具体的には、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働が前回認可時の想定よりも遅延していることに伴い、火力燃料費は、原価算定期間の残存期間である平成27年度で1兆602億円となり、前回認可時の想定に比べ+1,579億円となっている。核燃料費については、原子力発電の稼働減に伴い42億円となり、▲159億円となっている。

■燃料費等の算定内訳(関西電力・申請原価)

	今回申請:A [H27]			前回:B [H25-27平均]			差引:A-B		
	金額 (億円)	発受電 電力量 (億kWh)	単価 (円 /kWh)	金額 (億円)	発受電 電力量 (億kWh)	単価 (円 /kWh)	金額 (億円)	発受電 電力量 (億kWh)	単価 (円 /kWh)
水 力	—	143	—	—	133	—	—	+11	—
火 力	10,602	986	10.75	9,023	859	10.51	+1,579	+127	+0.24
石油系	4,452	302	14.72	3,379	227	14.90	+1,073	+76	▲0.18
LNG	5,688	566	10.05	5,173	511	10.12	+516	+55	▲0.07
石炭系	462	118	3.92	472	121	3.89	▲10	▲4	+0.03
原 子 力	42	56	0.75	201	296	0.68	▲159	▲239	+0.07
新 工 ネ	—	40	—	—	18	—	—	+22	—

※ 端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

■燃料費の内訳(原価織込)



第2節 営業費

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所の調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。また、算定規則第19条の2又は第19条の22の規定に基づき、変更しようとする供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。

「公聴会」及び「国民の声」の主な意見①

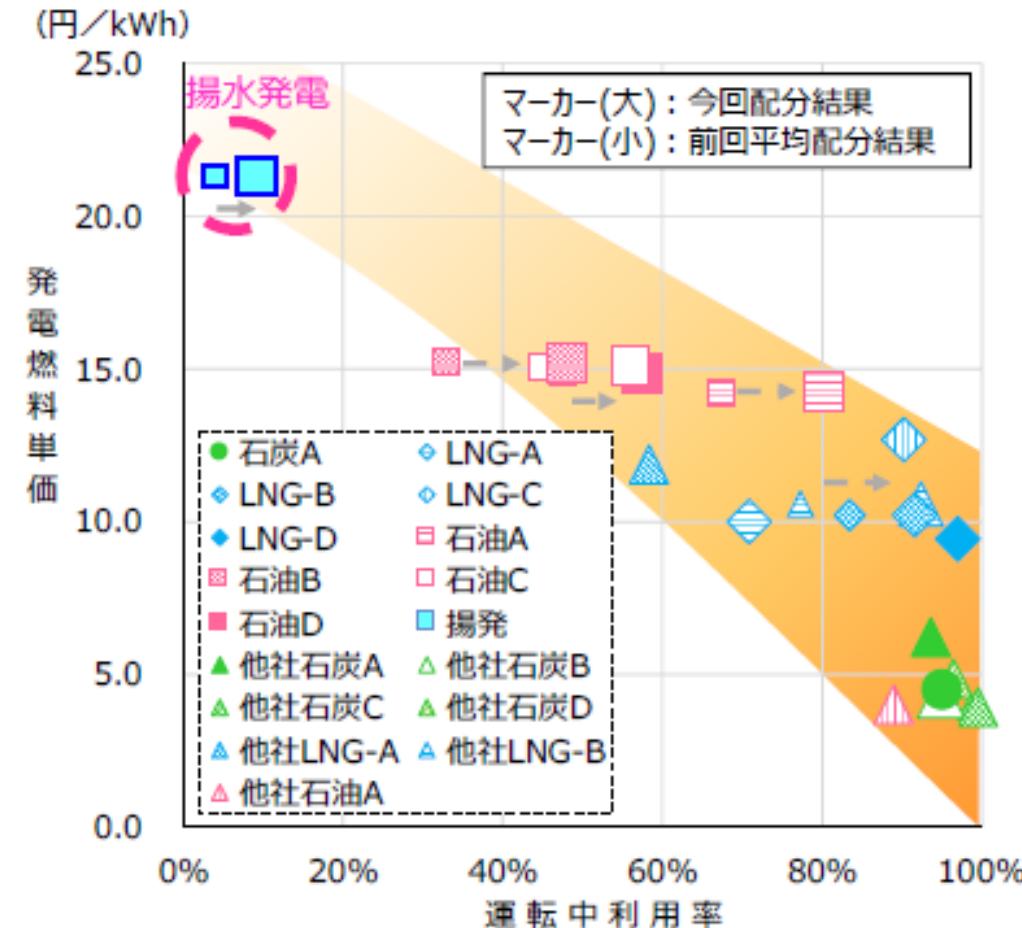
- なぜ石炭発電や他の同等程度のコストの安い発電をしないのか。
- 石炭火力やLNGによる燃料費の改善についてもきちんと話はしていただきたいが、これらの対応についてこの4年間で関電は非常に遅れている。それは怠慢と言われても仕方が無い。
- 水力発電の発電量を増やせば赤字も減らせる。不確定要素が多く、発電経費の削減額を算定することは困難であるが、火力発電経費を減らせるすれば、大幅な赤字解消になるのではないかと考える。
- 関西電力は、水力発電量を増やすため、あらゆる努力をすべきである。全ての発電所について点検を行うべきと考慮する。
- 再エネについて、日本のポテンシャルはドイツに比べてはるかに大きい。自然エネルギーこそが我が国の成長をもたらす。
- 再生可能エネルギーに軸足を移せば、再生可能エネルギーの価格をさらに低下させ、安い電気料金をめざすことの展望が見えてくる。
- 再生可能エネルギーの普及拡大で、電気料金引値下げは可能であると考えます。普及拡大のためにも、貴社のもつ発送電分離を早め、送配電網の全国的統合・公的管理で送配電網整備・再生可能エネルギーの優先拡大を図るべきだと考えます。
- 再生可能エネルギーを電力供給に最大限位置付けることを求めます。

- ・ 安易に値上げ申請を行うのではなく、再生可能エネルギーをはじめとする電源構成の多様化をすすめ、そのバランスを調整するなどのリスク軽減策を持つべきです。
- ・ 火力燃料費、購入電力料についてはだれもが納得できるデータが示されなければならない。
- ・ 原油価格が半値に暴落しています。常識的に考えて燃料費の高沸が今回の料金値上げの根拠になっているとは思えません。具体的な根拠を明らかにしてもらいたい。
- ・ 火力発電のための燃料費がかさみ経営を圧迫しているというが、昨年の急激な原油安の割合は非常に大きいものであり、値上げ割合が現行よりも圧縮することは可能なのではないか。
- ・ 原油価格の大幅下落を、燃料費調整制度を通じて、すみやかに電気料金に反映させることを求める。また、今回の再値上げの根拠となっている燃料費や他の電力会社からの購入・販売電力料の算定にあたっても、原油価格の大幅下落を踏まえて検討するよう求めます。
- ・ 燃料費が増大し、経営が困難に直面している事実は理解できる。しかし、電気料金値上げを受ける需要家も同様に経営が困難に直面していることも事実であり、需要サイド供給サイド共に大きく身を切る経営努力が必要であることは明らかである。
- ・ 電源構成変分認可制度では、原油価格等や為替レートは前回査定条件のまま適用するとのことです、至近の大幅に下落した原油価格とは条件に違いがありすぎます。関西電力は燃料価格の変動は「燃料費調整」で価格に反映させると言われますが、原油価格は燃料費に関わるコスト全体の見直しに影響するものであるので、至近の価格変動を踏まえた査定をするのが正論であると考えます。
- ・ 東京電力と中部電力は共同で液化天然ガスの国際入札を実施し、LNGを競争入札で従来の半分程度の価格で調達する予定。他電力会社やガス事業者等大手業者と燃料の共同仕入れを行いスケールメリットを活かし、燃料代をさらに安く仕入れること。

2-1. 供給力想定・メリットオーダーの確認

- 関西電力の電源別の供給電力量の配分について、自社電源のみならず他社電源も含め、最も安い電源から稼働させるという「メリットオーダー」となるよう配分されているか確認を行った。

■発電燃料単価と運転中利用率の関係（第21回 電気料金審査専門小委員会 資料4（関西電力資料））



(1)揚水発電の概要

- 関西電力は、供給力の想定に当たって、まず自社電源である揚水発電の最大限の活用を織り込んだ上で、なお不足する供給力について、他社からの購入を織り込んでおり、結果として、揚水発電の電力量が大幅に増加している。

■揚水発電電力量 (第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3 (関西電力資料))
(単位 : 億kWh)

		前回平均 ①	今回 ②	差引 ②-①
自 流 式	可能発電量	120	120	0
	計画停止	▲5	▲2	+3
	計画外停止	▲3	▲4	▲1
自流式計	112	114	+2	
貯水池	12	12	0	
小計	125	126	+1	
揚水	8	17	+9	
合計	133	143	+10	

注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所がある

検討の結果

- メリットオーダーの徹底、ひいては需要家負担の最小化という観点からは、自社電源のみならず、他社調達も含め最も安価な電源から最大限活用すべきであり、関西電力においては、自社の揚水発電より安価な他社からの調達をまず最大限追求することを求めるべきである。
- このため、少なくとも、揚水発電による発電電力量の増分(前回認可発電量(3ヶ年平均)からの増分)については、他社から購入すると考え、今回の申請に織り込んでいる揚水発電の増分に係る費用と、当該電力量を他社から購入した際の費用の差を、料金原価から減額すべきである。
- その際、当該電力量が織り込まれている時期に応じて単価は変動すると考えられること、織り込まれている時間帯は需給が逼迫する日中であると考えられることから、他社から購入する価格としては、各月の昼間の卸電力取引所取引の約定価格を参照することが適当である。また、相応の電力量の調達を求めることとなり、同水準での調達は困難であると考えられることから、当該価格に一定水準の上乗せを行った価格とすることが適当である。

(2)石炭火力発電の概要

- 関西電力は、石炭火力について、前回認可時の想定に比べ、補修日数の増加を織り込んでおり、結果として、発電単価の低い石炭火力発電量が減少している。

■火力発電電力量・補修日数 (第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3 (関西電力資料))

(単位：億kWh)

	前回				今回 (H27) ②	差引 ② - ①
	H25	H26	H27	3ヵ年平均 ①		
火力発電電力量	870	857	850	859	986	+127
石油	270	226	184	227	302	+76
LNG	485	515	532	511	566	+55
石炭	115	116	134	121	118	▲ 4

(日)

	前回				今回 (H27) ②	差引 ② - ①
	H25	H26	H27	3ヵ年平均 ①		
石炭計	178	181	87	149	166	+17
LNG(コンバインド)計	574	330	468	458	375	▲83
LNG(従来型)計	256	294	213	254	255	+1
石油計	162	948	733	614	472	▲142

注) 姫路第二コンバインド機は、設備更新工事の更なる前倒しにより稼働日数が前回と今回で異なるため、別計上

- 原子力発電所の再稼働時期が前回認可時の想定よりも遅れ、供給力の確保が求められる中、石炭火力発電所の定期点検の繰延べについては、やむを得ないところも認められる。他方、どのタイミングで補修を行うかは事業者による経営判断の余地があり、定期点検の繰延べが結果的に今般の電気料金の値上げ要因となることに関して、その全てが無条件に事業者には帰責できないものであるとは認められない。
- 補修日数について、平成25年度、平成26年度の実績は、いずれも計画値を大きく下回る中、今回織り込んでいる平成27年度の計画値が過去の実績に比して突出して大きくなっていること、その結果として、平成25～27年度の3ヶ年平均で見れば当初想定を下回る補修日数となるにも関わらず、料金算定上、需要家に大きな追加負担を強いることとなってしまうこと等を踏まえれば、今回の供給力想定においても、少なくとも前回認可(3ヶ年平均)と同じ水準の石炭火力発電量を織り込むべきである。
- このため、上記の考え方に基づき、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額すべきである。
- なお、現に定期点検等を実施するに当たっては、安定供給・安全の確保に万全が尽くされることは当然のことであり、関西電力においては、それを大前提としつつ、作業工程の効率化など、もう一段の努力が求められる。

(3)水力発電の概要

- 自流式の計画発電電力量は、可能発電電力量から計画停止電力量、計画外停止電力量による減少分を控除して算定される。
- 関西電力は、前回認可時の想定に比べ、前回計画以降の発電機トラブルや至近年のゲリラ豪雨の増加等による計画外停止の増加を織り込んでおり、その分発電電力量が減少している。

■水力発電電力量 (第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3 (関西電力資料))

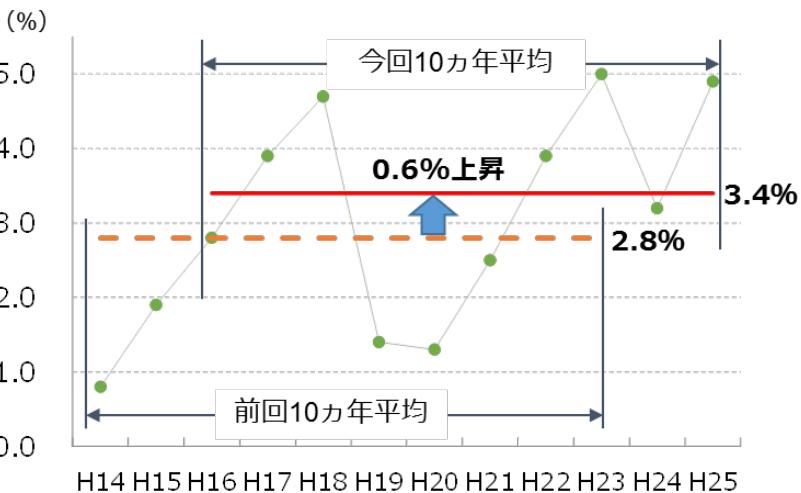
<水力発電電力量の今前回比較>

(単位 : 億kWh)

		前回平均 ①	今回 ②	差引 ②-①
自 流 式	可能発電量	120	120	0
	計画停止	▲5	▲2	+3
	計画外停止	▲3	▲4	▲1
自流式計	112	114	+2	
貯水池	12	12	0	
小 計	125	126	+1	
揚 水	8	17	+9	
合 計	133	143	+11	

注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所がある

<採録期間の差による計画外停止率の今前回比較>



検討の結果

- 今般の値上げ認可申請の理由である「社会的経済的事情の変動」によるものとは位置付けられない(原発の再稼働の遅れとの直接の因果関係は認められない)ため、計画外停止の増加は認めない。
- これに伴い、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額すべきである。

(4)新エネルギーの概要

- 関西電力は、新エネルギーについて、直近実績を踏まえて織り込んでおり、前回認可時の想定に比べ、太陽光発電やバイオマスについては電力量が増加しているものの、風力発電については申込事業者事由による計画の中止により、廃棄物発電については売電主体の入札の結果に伴う契約の切替えにより、それぞれ電力量が減少している。

■新エネルギーの受電電力量（第20回 電気料金審査専門小委員会 資料7-3（関西電力資料））

（単位：億kWh）

	前回 (H25-27平均) ①	今回 (H27) ②	差引 ②-①
太陽光	8	33	+25
風 力	3	2	▲ 1
廃棄物発電	5	1	▲ 4
バイオマス	2	3	+1
合計	18	40	+22

注) 四捨五入の関係で合計、差引が一致しない箇所がある

検討の結果

- 今般の値上げ認可申請理由である「社会的経済的事情の変動」によるものとは位置付けられない（原発の再稼働の遅れとの直接の因果関係は認められない）ため、風力発電、廃棄物発電の電力量の減少は認めない。
- これに伴い、自社火力の発電電力量及び燃料消費数量の再算定を行い、そのことによって生じる燃料費の変動額を料金原価から減額すべきである。

2-2. 火力燃料費単価

- 各燃料の数量変動分の原価織込に係る費用は、前回認可単価を基本とした単価に数量を乗じて算定した費用から算定している。
 - 石油系において、重油については、平成24年7月～9月における元売と大口需要家の間のいわゆるチャンピオン交渉における決定価格等を基に算定している。原油については、平成24年7月～9月の調達分の価格を算定する際に用いた指標銘柄の市場価格等を基に算定している。
 - LNGについては、一部数量に天然ガス価格リンクを反映した前回認可消費単価を基に算定している。
 - 石炭については、平成24年7月～9月における国別の全日本通関CIF価格等を基に算定している。

■原油織込価格(CIF)

	今回申請 (追加調達分)	前回(H27)
原油価格 (円/kl)	56,829	56,959

※各指標銘柄の数量割合の変動に伴い織込価格が変動

■国産重油の市場価格(チャンピオン価格)

	今回申請 (追加調達分)	前回(H27)
低硫黄重油(S分0.3%) (円/k)	65,710	65,710
高硫黄重油(S分3%) (円/k)	57,550	57,550

※CIF価格に加えて石油石炭税や諸経費を含む価格

■LNG織込消費単価

	今回申請	前回(H27)
織込消費単価 (円/t)	72,714	72,714

※CIF価格に加えて石油石炭税や諸経費を含む消費単価

■石炭織込価格(CIF)

	今回申請 (調達減少分)	前回
石炭価格 (円/t)	10,217	10,171

※国別の数量割合の変動に伴い織込価格が変動

- ・ 昨今、原油価格が大幅に下落している点に留意し、まず、燃料費調整制度を通じて、事業者の効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、月々の電気料金に適切に反映されることとなることを確認した。(ただし、燃料価格の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでに3~5ヶ月程度を要するなど、タイムラグが生じることに留意する必要がある。)
- ・ その上で、今般の申請が短期間での再値上げ申請であり、需要家の負担を抑制する観点から、最大限の効率化が求められる中、前回認可単価を織り込んでいること等に鑑みれば、燃料調達価格について、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力を求めるべきである。
- ・ 具体的には、市況が大きく変化する中で、新たな効率化努力の可能性が生じていることも考慮しつつ、各種燃料の追加調達単価について、調達単価が最も低価格なものとの価格(いわゆるトップランナー価格)を原価織込価格とすべきである。
- ・ なお、トップランナー価格の選定に当たっては、各電力会社の調達努力を阻害しないよう、申請会社以外の一般電気事業者のものから行なうことが適当である。その際、前提条件が明らかに異なる価格を選定することにより燃料費調整制度を通じた還元と重複することがないよう、留意するべきである。
- ・ 原価織込価格の算定に当たっては、正確性を確保する観点から、非公表を条件に、一般電気事業者に対し、電気事業法第106条に基づく報告徴収を行うべきである。
- ・ また、関西電力は、燃料上流事業への参画拡大や共同調達の拡大等を行うとしているが、原価算定期間に留まらず、将来的な燃料費削減につながるような戦略的な取組を行い、最大限、経済性を追求することが求められる。

2-3. 核燃料費

- 核燃料費は、原価算定期間中に原子炉に装荷されている核燃料について、原子力運転計画に基づき、当該核燃料の燃焼度合いに応じて各年度の減損額(核燃料減損額)を算定し計上。
- 原子力発電の稼働減に伴い、前回改定に比べ▲159億円の減少。

◆原子力発電所の運転計画について

		前回改定		今回申請
高浜	3号機	平成25年7月		平成27年11月
	4号機	平成25年7月		平成27年11月
大飯	3号機	稼働中		稼働を見込まず
	4号機	稼働中		稼働を見込まず

(単位: 億円, 億kWh, 円/kWh)

			今回申請(H27)			前回(H25~27)			差引			
			核燃料費	電力量	単価	核燃料費	電力量	単価	核燃料費	電力量	単価	
核燃料減損額	高浜	3号機	18	26	0.70	51	61	0.83	▲ 33	▲ 35	0.13	
		4号機	21	30	0.70	41	59	0.69	▲ 20	▲ 29	0.01	
	大飯	3号機	0	0	—	54	88	0.62	▲ 54	▲ 88	—	
		4号機	0	0	—	51	88	0.59	▲ 51	▲ 88	—	
小計			39	56	0.70	197	296	0.67	▲ 158	▲ 239	0.03	
核燃料減損修正損			3	—	—	3	—	—	0	—	—	
濃縮関連費			—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計			42	56	0.75	201	296	0.68	▲ 159	▲ 239	0.07	

(注)核燃料減損修正損とは、燃料取出時に設計総燃焼度に対して実績燃焼度の未達がある場合に、電気事業会計規則に基づき費用として計上するもの。

- ・ 関西電力から提出された前提計画においては、安全を確保しつつ地元の理解を前提として、原価算定期間において、高浜発電所3・4号機が平成27年11月から再稼働することを想定している。
- ・ 前提計画に基づき、原価算定期間中に原子炉に装荷された核燃料の取得原価のうち、当期の燃焼相当分が、核燃料減損額として、法令等に基づき適切に計上されていることを確認した。

3. 購入・販売電力料

1. 購入電力料は、他の一般電気事業者から購入する電気に係る費用である地帯間購入電源費・送電費、卸電気事業者(電源開発株式会社や日本原子力発電株式会社(以下「日本原電」という。))、公営電気事業者、IPP等から購入する電気に係る費用である他社購入電源費・送電費に分類される。
2. 販売電力料は、他の一般電気事業者に販売する電気に係る収益である地帯間販売電源料・送電料、新電力(常時バックアップ)等に販売する電気に係る収益である他社販売電源料・送電料に分類される。

(単位:百万kWh、百万円、円/kWh)

		今回申請(H27)			前回(H25~H27)			差引			備考
		電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	電力量	料金計	単価	
購入電力料	水力	1,781	13,017	7.31	1,796	13,122	7.30	▲15	▲106	0.01	○地帯間購入電源費の主な要因 ・RPS証書購入の減 ▲12億円
	火力	38,454	438,451	11.40	27,183	248,711	9.15	11,271	189,740	2.25	・受電電力量の減 ▲10億円
	(再掲)入札案件	10,868	100,999	9.29	11,578	107,291	9.27	▲710	▲6,292	0.02	○他社購入電源費の主な要因 ・他社からの短期調達、卸電力取引所取引の増 2,024億円
	原子力	-	44,318	-	-	43,521	-	-	797	-	・新エネルギー購入の増 262億円
	新エネ	3,994	41,610	10.42	1,821	16,689	9.16	2,173	24,922	1.26	○地帯間販売電源料の主な要因 ・料金改定に伴う販売単価の増 1億円
	合計	44,229	537,396	12.15	30,800	322,043	10.46	13,429	215,353	1.69	○他社販売電源料の主な要因 ・常時バックアップの増 191億円
販売電力料	水力	17	326	19.53	12	183	15.96	5	143	3.57	
	火力	81	1,588	19.53	55	891	15.95	26	697	3.58	
	原子力	34	664	19.53	24	373	15.96	10	291	3.57	
	新エネ	0	0	19.10	0	0	15.29	0	0	3.81	
	常時バックアップ	2,231	30,231	13.55	990	11,137	11.25	1,241	19,093	2.30	
	合計	2,363	32,808	13.88	1,081	12,584	11.65	1,282	20,224	2.23	

(注)購入電力料は電源費、販売電力料は電源料のみを計上(送電費・送電料は含まない)。

第2節 営業費

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料においては共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。

「公聴会」及び「国民の声」の主な意見

- ・他社からの電力購入単価があまりにも高い。卸電力取引所の購入単価も関電の平均発電単価と比べて高い。いつ、どこで、どのような会社からどれだけこんなに高い単価で買おうとしているのか。交渉に不利だから公表できないというが、明らかにしなければ、経済産業省においても査定のしようがないのではないか。
- ・他社などからの購入電力量が、121億キロワット増加するため、購入費用が2154億円増加するとしているが、2013年認可時の関西電力の試算では、電力購入の他社購入単価は10.10円とされているにもかかわらず、今回の購入単価は18.78円となっており、955億円高く買っていることになる。
- ・原油価格の大幅下落を、燃料費調整制度を通じて、すみやかに電気料金に反映させることを求める。また、今回の再値上げの根拠となっている燃料費や他の電力会社からの購入・販売電力料の算定にあたっても、原油価格の大幅下落を踏まえて検討するよう求めます。
- ・購入電力料に関しては最近の原油価格下落による費用削減効果を出来るだけ原価に織り込むべきです。

3－1. メリットオーダー及び価格低減努力の確認

- 自社電源も含めて経済性(メリットオーダー)を前提に、他社から購入する電力量が算定されているかについて以下のとおり確認した。
 - ・他社水力については、過去の実績を踏まえた標準的な供給電力量から、補修計画等による減少分を控除し、受電電力量を算出して織り込まれている。
 - ・他社火力(IPPを含む)については、現行契約・実績等に基づき、経済性や補修計画等を考慮のうえ受電電力量を算出して織り込まれている。
 - ・他社原子力については、前回同様、受電電力量は織り込んでいない。
 - ・卸電力取引所取引については、これまでの電気料金審査専門小委員会での査定方針を踏まえ、売りと買いそれぞれについて約定量、約定額を想定して織り込まれている。
- 一方で、他社購入電力の一部において、他の銘柄よりも相対的に安価であり、近年の実績電力量が恒常に計画電力量を上回っているものを確認した。今回の申請においては、最新の補修工程や試運転計画に基づき計画電力量を算定しているが、安価な電源を最大限活用するという観点から、至近の実績を踏まえて計画電力量を再算定して足らざる部分について料金原価から減額すべきである。
- 価格低減努力については、他社電源、自家発等の固定費削減や卸電力取引所の更なる活用を織り込むことで、86億円の効率化深掘りが織り込まれている。
- なお、今回の申請においては、電源構成変分認可制度に基づく申請であるため、「燃料消費数量」の変更に伴う購入・販売電力料の変動のみを基本として算定している。

3－2. 卸電力取引所取引

- 今回の申請においては、直近の査定方針を踏まえて、平成25年10月から平成26年9月の約定価格とマッチングさせた場合の売り・買いに係る約定量及び約定額を想定している。しかしながら、卸電力取引所取引については、燃料費調整制度の対象となっていないため、その後の燃料価格の変動が自動的に電気料金に反映されないことを確認した。
- このため、以下の考え方に基づいて、昨年後半以降の原油価格の大幅な下落という構造的な変化を的確に料金原価に反映することが適当である。
 - 石油ユニットの限界費用は、原油価格と同程度に下がると考える。
 - 一方、約定価格は、原油価格の変動のほか、原子力発電所や水力発電所の稼働状況、天候の予想などの影響を受けると考えられ、原油価格の下落がそのまま反映されるとは言い切れないため、原油価格と同程度ではなく、直近の卸電力取引所取引における約定価格(24時間平均)の実績と同程度に下がると考える。
- 具体的には、卸電力取引所取引における約定価格の直近の実績に基づき、申請に織り込まれている約定価格からの下落率を算定した上で、これに買い約定額、売り約定額を乗じた金額を、申請に織り込まれている約定額から変動額として、それぞれ料金原価に反映すべきである。
- その際、下落率の算定に用いる「直近」の実績の期間については、燃料費の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでのタイムラグを勘案し、「3ヶ月」とすることも考えられるが、原油価格の下落という構造的な変化が明確に現れ始めた時期が昨年の秋頃であることから、「6ヶ月」とすることとする。また、買い・売りそれぞれの約定量については、申請に織り込まれている数量から変動しないものとする。

(参考)直近の査定方針における前提条件

・電気の安定供給に必要な「需要予測の8%」の予備力を確保した上で、「原価算定期間における各月毎の代表日のメリットオーダーに基づいた需給バランスを作成し、稼働中及びバランス停止中^(注)のユニット毎の限界費用を売りと買いそれぞれについて算定した上で、過去実績の約定価格(365日×48コマ)とコマ毎にマッチングさせた場合の売り・買い入札に係る約定量及び約定額を想定する。また、取引量増加に伴う市場の厚みを考慮した上で、需給バランスとマッチングさせる過去実績の約定価格を約定見込み量に応じて補正するとともに、過去実績の約定価格が大きく上昇又は下落(コマ毎の平均から2σ(シグマ)程度)している場合にも補正を行う。さらに、スポット市場のみならず、先渡し市場の更なる活用も考慮してバランス停止ユニットも試算の対象に含める。

(注)バランス停止ユニットとは、各代表日において必要な供給予備力を確保した上で、緊急時以外の稼働を予定していない発電設備

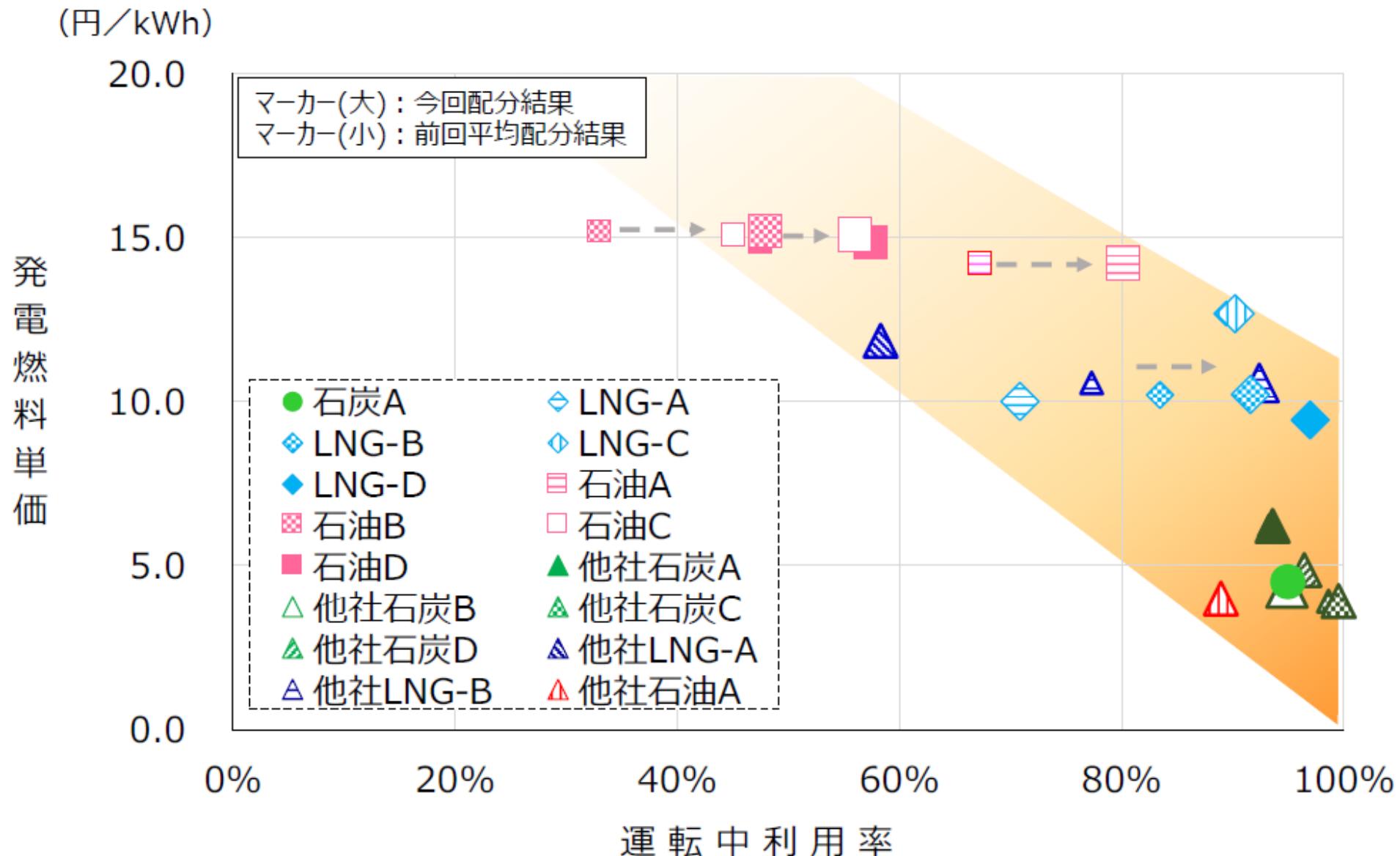
3－3. 他社短期調達(供給力対策)

- 火力燃料費と同様に、燃料費調整制度を通じて、事業者の効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、月々の電気料金に適切に反映されることとなることを確認した。(ただし、燃料価格の変動が燃料費調整制度を通じて電気料金に反映されるまでに3~5ヶ月程度を要するなど、タイムラグが生じることに留意する必要がある。)
- その上で、今般の申請が短期間での再値上げ申請であり、需要家の負担を抑制する観点から、最大限の効率化が求められる中、前回認可単価を織り込んでいること等に鑑みれば、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力を求めるべきである。
- このため、他社短期調達の電力量の增加分については、前回認可時の単価に、更なる効率化努力(連系線制約を考慮した上で、他の電力会社の調達実績を踏まえた価格での調達努力)を求め、これを料金原価から減額すべきである。
- 他の電力会社の調達実績については、正確性を確保する観点から、非公表を条件に、一般電気事業者に対し、電気事業法第106条に基づく報告徴収を行うべきである。

3－4. その他

- ・ 常時バックアップ料金の見直しについては、電力システム改革専門委員会(平成25年7月1日から「電力システム改革専門小委員会」に名称変更)における方向性を踏まえ、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げる形で算定し、量の拡大についても、至近実績を基に料金原価に織り込んでいることを確認した。

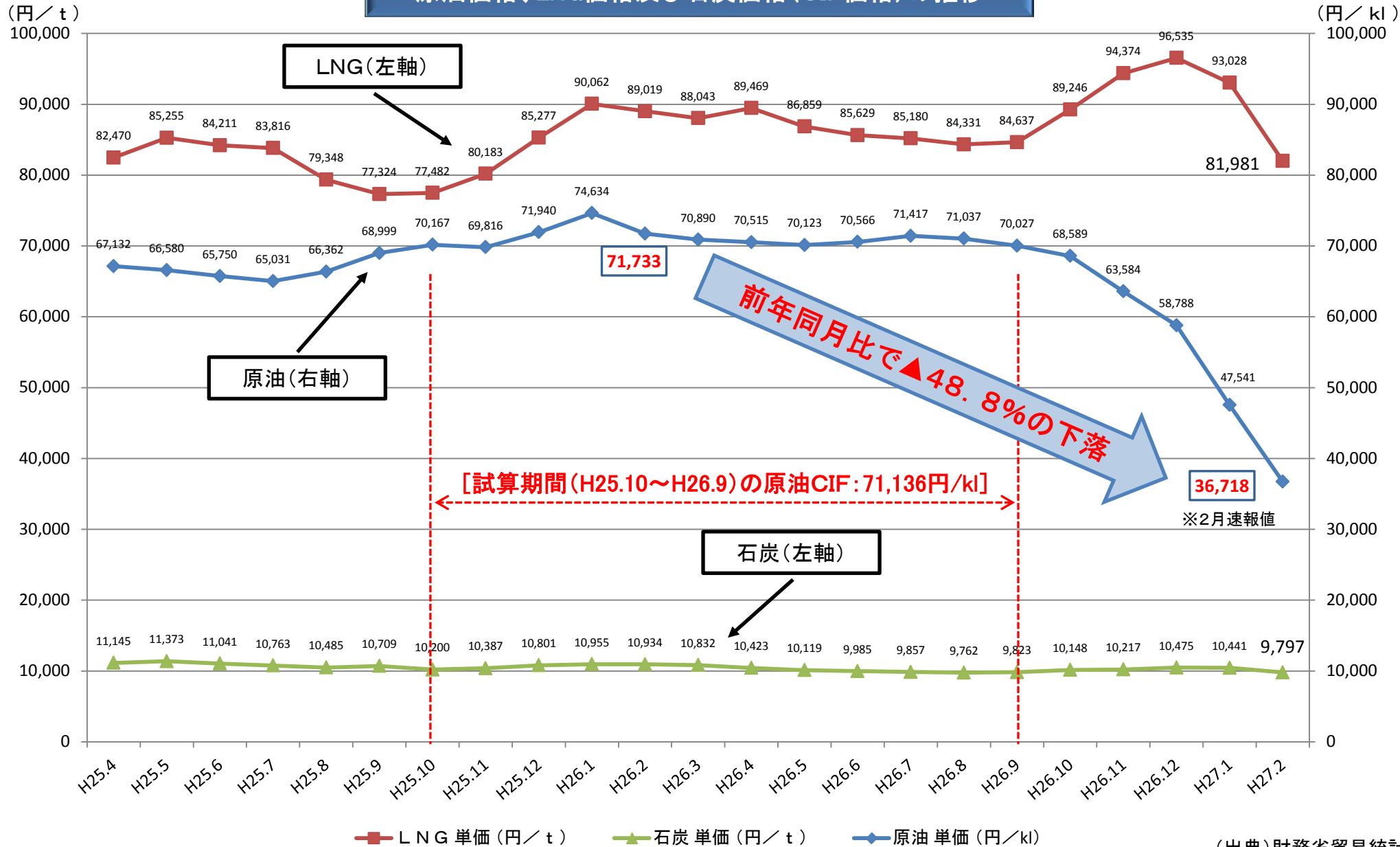
(第21回 電気料金審査専門小委員会 資料6-2)



参考資料②-1 原油CIFと約定価格の下落率

52

原油価格、LNG価格及び石炭価格(CIF価格)の推移



参考資料②-2 原油CIFと約定価格の下落率

(円/kWh)

スポット市場における約定価格の推移(24時間平均)

35.0

30.0

25.0

20.0

15.0

10.0

5.0

18.51

前年同月比で▲33.4%の下落

12.33

H25.4 H25.5 H25.6 H25.7 H25.8 H25.9 H25.10 H25.11 H25.12 H26.1 H26.2 H26.3 H26.4 H26.5 H26.6 H26.7 H26.8 H26.9 H26.10 H26.11 H26.12 H27.1 H27.2 H27.3

[試算期間(H25.10～H26.9)の約定価格平均:16.42円／kWh]

4. 公租公課(事業稅)

1. 公租公課(事業税)は、各税法(地方税法)に基づき、今回改定による収入の増分に税率を乗じて算定。
2. 課税対象である収入金額の増加により、前回改定からの増分として17億円を計上。

一般電気事業供給約款料金算定規則(抜粋)

(営業費の算定)

第三条

2 七 固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税 地方税法、電源開発促進税法その他の税に関する法律に定めるところにより算定した額

(変動額認可料金の算定)

第十九条の二

八 事業税の変動額(外生的燃料費等変動相当額に限る。以下この条及び第十九条の二十二において同じ。)

【申請原価の内訳】

(単位: 億円)

	今回申請 (H27)	前回 (H25~27平均)	差引	備 考
収入	16,057	12,632	3,425	課税対象収入(今回改定対象費目原価)の増
控除項目	5,194	3,079	2,116	他社購入電力料の増
課税対象	10,863	9,554	1,309	



税率 1.3015%反映

増分事業税

17

- 算定規則及び地方税法に基づき算定されていることを確認した。

5. 使用済燃料再処理等発電費、
特定放射性廃棄物処分費

使用済燃料再処理等発電費の概要①

(1) 使用済燃料再処理等発電費

1. 使用済燃料再処理等発電費は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(以下「再処理等積立金法」という。)に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等の費用に充てるため積立てが義務づけられている費用のほか、使用済燃料の輸送費等の当期費用を計上している。

【参考: 積立金の算定等】

使用済燃料再処理等積立金は、法に基づき、電気事業者が使用済燃料の発生等に応じて積み立てるものであり、再処理等に要する費用として、再処理事業者である日本原燃に支払うこととなっている。なお、積立金の額は、事業者からの届出を基礎とし、経済産業省で算定している。将来発電分に係る積立金の額は、再処理等の実施主体である日本原燃の事業実施計画等を踏まえ、積立単価に、当該年度積立対象となる使用済燃料の発生数量(六ヶ所再処理分)を乗じ、これに利息相当分を加えて、毎年度の金額を算出している。過去発電分に係る積立金の額は、平成17年度から15年間で積立て。

(単位: 億円)

	今回申請 (H27)	前回 (H25~27平均)	差引	備考
制度措置分(日本原燃分) 積立金(将来分)	23	115	▲ 92	原子力利用率低下に伴う引当減
その他(輸送費)	14	14	1	
発電所構内の輸送	1	1	0	
六ヶ所再処理工場への輸送	11	11	0	
海外再処理工場への輸送	2	1	0	
保険料・補償料	0	0	-	
合 計	37	128	▲ 92	

(注)制度措置分とは、使用済燃料に係る再処理等の計画があるものをいう。

特定放射性廃棄物処分費の概要②

(2) 特定放射性廃棄物処分費

1. 特定放射性廃棄物処分費は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下「最終処分法」という。)に基づき、原子力発電所から発生する使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用を拠出することが義務づけられている費用である。

【参考: 拠出金の算定方法】

拠出金の額は、法に基づき、高レベル放射性廃棄物の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額(拠出金単価)に、使用済燃料の再処理を行った後に生ずる廃棄物の量及び過去分の量(1/15)を乗じて得た金額とされている。

(単位: 億円)

	今回申請 (H27)	前回 (H25～27平均)	差引	備 考
拠出金(将来分)	2	35	▲ 33	拠出金対象本数減に伴う拠出金減
(発電電力量: 历年GWh)	1,766	29,043	▲ 27,277	原子力利用率低下に伴う発電電力量減
(拠出金対象本数: 本)	6.2	99.6	▲ 93.4	発電電力量減に伴う拠出金対象本数減
(拠出金単価: 千円/本)	35,270	35,270		
拠出金(過去分)	—	25	▲ 25	H25拠出終了による減
(拠出金対象本数: 本)	—	69.7	▲ 69.7	
(拠出金単価: 千円/本)	35,270	35,270		
合 計	2	60	▲ 58	

(1) 使用済燃料再処理等発電費

- ・ 再処理等積立金法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。また、その他(輸送費)については、契約等に基づいて算定されていることを確認した。

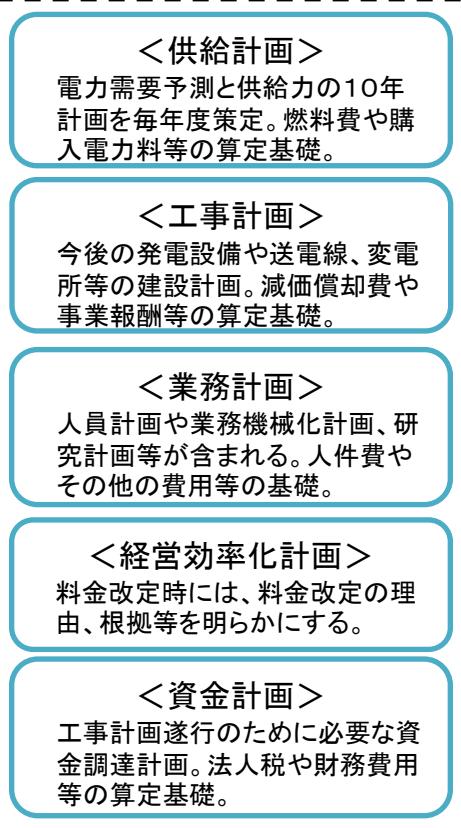
(2) 特定放射性廃棄物処分費

- ・ 最終処分法及び前提計画に基づいて算定されていることを確認した。

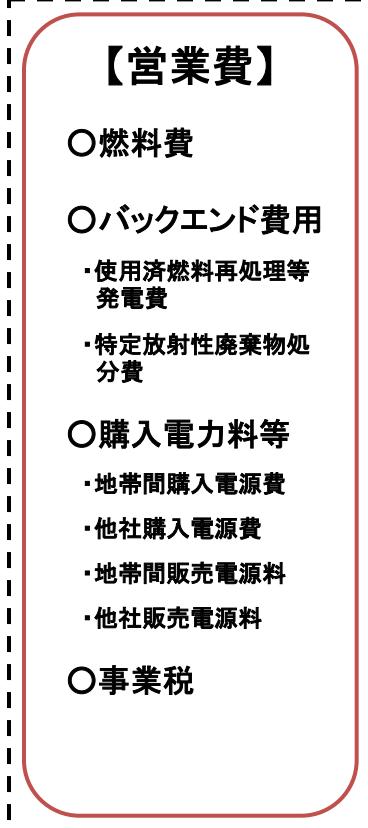
6. 費用の配賦・レートメーク

1. まず、「前提計画」(需給や効率化計画等)をチェックした上で、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合、算定規則に基づき、燃料費、バックエンド関係費用、購入・販売電力料、事業税の変動額から算定される特別変動額を、低圧需要と特別高圧・高圧需要の費用に配分し、原価算定期間の残存期間における低圧需要の変動原価(当初認可時の3年平均原価を上回る部分)と変動収入が一致するように小売規制料金を設定(レートメーク)する。

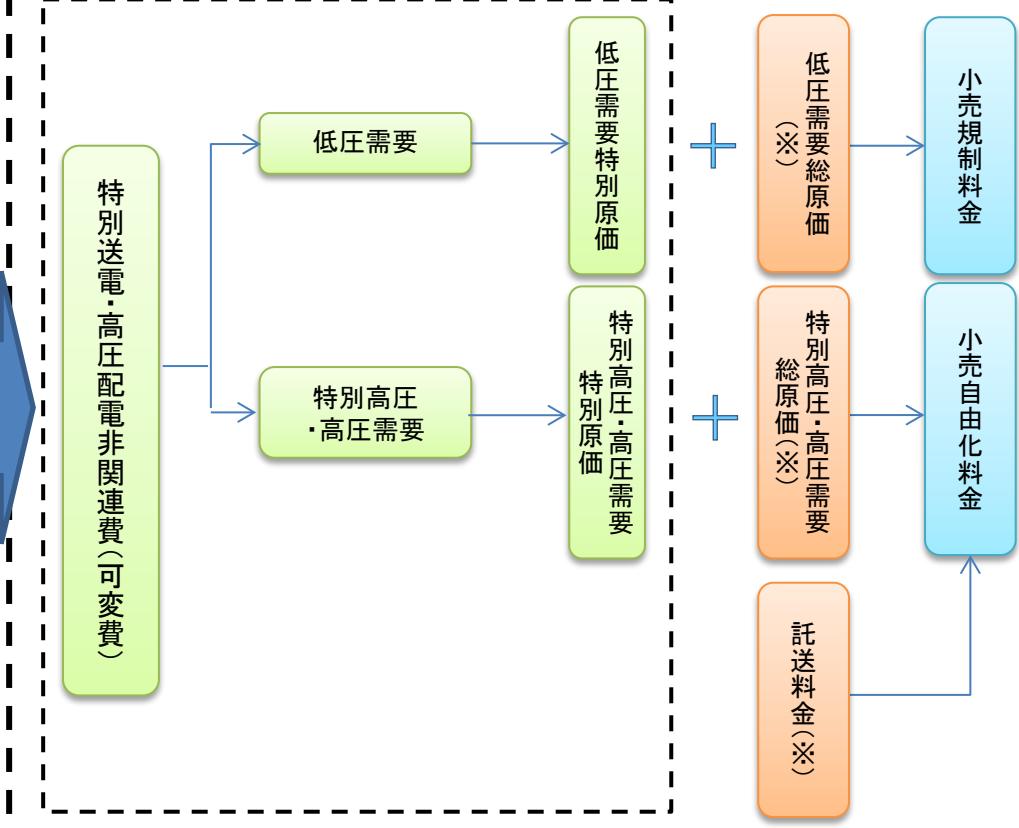
<前提計画>



<特別変動額の算定>



<費用の配賦、レートメーク>



- 最低料金の上げ幅が大きすぎる。消費税アップや所得格差の拡大という状況を踏まえ、できれば上げるべきではなく、上げるとしても極めて少額にすべき。また、各段階2.48円のアップになると逓増率が縮小するので、元の逓増率を維持するか、拡大すべき。
- 深夜電力について、今は全く原発が動いていないのに、オール電化使用者に3分の1の価格で深夜電気を使わせることは納得出来ない。
- 他社からの高い電力の購入に関しては、ピーク時使用量を下げることで、他社からの購入をゼロに近づけることを追及すべき。各家庭にもスマートメーターを早期導入し、ピーク時電気料金を高く設定するなどピーク時の使用を抑える対策を行うべき。
- 原子力を使っていない現在、夜間電力を無理に使う必要はない。したがって、オール電化を推進してはならない。
- 例年、国が要望する節電要請時期での「オール電化住宅の普及」等は明らかに要望に反する問題であって、又、「はぴeプラン」の推進等両者は電力供給量を増加させようとするものであります。これらは多くの需要家の信頼を失いかねないと考えますので直ちに止めるべきであります。仮に、値上げするなら、所得の低い世帯に配慮した料金設定や、家計負担の軽減につながるメニュー提供がされるべきだがが、今回こうした提案もない。
- 地域独占で事業を行う事業者として、顧客の満足度を向上させる努力は必須です。特に規制部門利用者の電力利用実態を調査・分析し、現在は電力会社を選べない消費者に対して、生活実態に合わせて選択し易い料金メニューを提供したり、コンサルティングなどの丁寧な説明をするなど、消費者の視点を持った事業展開を望みます。
- 個人向け販売については、最低料金の上げ幅が大きすぎる。また、15kWh～120kWhを第1段階と考え、第2段階、第3段階の上げ幅は2.48円と同じ料金アップ額になっている。これでは逓増率が下がり、省エネに向かうベクトルと反対方向になることから、逓増率が下がらないよう、金額を設定すべき。

検討の結果(費用の配賦)

(1)費用の配賦について

費用の配賦においては、算定規則に基づき適切に計算が行われていることを確認した。

〔特別変動額を送電・高圧配電非関連可変費として配分し、当該可変費を特別高圧・高圧需要及び低圧需要ごとに、現行供給約款認可時の発受電量における割合により配分し、特別変動可変費に整理。〕

なお、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は、料金変更認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者に料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、電気事業法第23条に基づく料金変更認可申請命令の発動を検討すべきである。

【現行供給約款認可時の発受電量割合】

	発受電量[GWh/年]	割合[%]
低圧需要 (規制部門)	58,408	38.2166
特別高圧・高圧需要 (自由化部門)	94,426	61.7834
合計	152,834	—

特別変動額

送電・高圧配電非関連可変費
(特別送電・高圧配電非関連費)

【3,240億円/年】

【3,240億円/年】

特別変動可変費
(低圧需要特別原価、
特別高圧・高圧需要特別原価)

○規制部門:【1,238億円/年】
○自由化部門:【2,002億円/年】

(2)料金の設定について

今回の申請においては、料金改定の要因が可変費のみであることから、電力量料金を一律に値上げするとされていることは妥当である。

(3)3段階料金について

今回の申請においては、電力量料金を一律して上乗せするとされているが、これは3段階料金の趣旨を損なうものであるとまでは言えない。

(単位:円/kWh)

改定年月日	S49	S51	S55	S63	H1	H8	H10	H12	H14	H17	H18	H20	H25	現行	今回申請
第1段階	13.60	15.70	21.19	19.40	19.17	18.65	18.48	18.05	17.77	18.17	18.13	19.05	20.27	20.84	23.32
第2段階	16.40	19.90	28.19	25.70	25.39	24.70	24.48	23.91	23.20	23.38	23.32	24.21	26.51	27.27	29.75
第3段階	17.80	22.40	33.09	28.85	27.91	27.03	26.79	26.16	24.92	24.89	24.65	25.55	30.23	31.09	33.57
率(1段/2段)	0.83	0.79	0.75	0.75	0.76	0.76	0.75	0.75	0.77	0.78	0.78	0.79	0.76	0.76	0.78
率(3段/2段)	1.09	1.13	1.17	1.12	1.10	1.09	1.09	1.09	1.07	1.06	1.06	1.06	1.14	1.14	1.13
差(2段-1段)	2.80	4.20	7.00	6.30	6.22	6.05	6.00	5.86	5.43	5.21	5.19	5.16	6.24	6.43	6.43
差(3段-2段)	1.40	2.50	4.90	3.15	2.52	2.33	2.31	2.25	1.72	1.51	1.33	1.34	3.72	3.82	3.82
差(3段-1段)	4.20	6.70	11.90	9.45	8.74	8.38	8.31	8.11	7.15	6.72	6.52	6.50	9.96	10.25	10.25

※ S49～H14の単価は税抜き単価、H17～H25の単価には消費税等相当額(税率5%)を含み、現行及び今回申請の単価には消費税等相当額(税率8%)含む。

※ 燃料費調整額を含まない。

(4)選択約款等について

今回の申請においては、選択約款の値上げ幅を供給約款の値上げ幅と同一に設定することを前提としており、供給約款料金を不当に割高に設定しているとは言えないため妥当である。

(5)需要家への対応について

電気料金値上げに至った経緯、申請内容、値上げの影響額等の説明はもちろんのこと、徹底的な経営効率化への取組等について需要家の理解が得られるよう、丁寧な説明及び対応に万全を期していくことが必要である。

また、値上げの影響緩和の対策として、需要家が電気の効率的な使用により、電気料金の削減を図ることができるよう、季時別電灯PSなど活用できるメニューの周知、説明への取組を充実させていくべきである。

7. 値下げの条件

値下げの条件の概要

1. 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)において、「原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる」とされていることを踏まえ、本スキームによる値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付すことが想定される。

(参考1)「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月) 抜粋

原価算定期間の複数年化に伴い、料金算定当初に想定した電源構成が原子力発電の稼働状況等により大きく変動した場合、原価の適正性が維持できないと考えられる。

ただし、原料輸入価格の変動を自動的に電気料金に反映させる燃料費調整制度と異なり、どの電源を稼働させるかは経営判断そのものであり、恣意的な料金転嫁を防ぐ必要がある。

このため、一般電気事業供給約款料金算定規則を改正し、原価の適正性を予め行政が確認する料金値上げの認可を経てることを条件に、当該原価算定期間内において事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定を認めることが適当である。なお、当該料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる。

(参考2)電気事業法

第100条 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(1) 基本的な考え方

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」(平成24年3月)に記載されているとおり、料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある。
- 今回の関西電力の値上げ申請は、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第100条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付す。
- 値下げの具体的な内容については、以下のとおり考えるべきである。

(参考)申請の前提

- 今回の関西電力の申請においては、高浜原子力発電所3号機が平成27年11月30日に、4号機が平成27年11月9日にそれぞれ再稼働することを前提として、前回認可時よりも増加する燃料費等の追加費用が計上され、値上げ率が算定されている（大飯原子力発電所が原価算定期間内に再稼働することは想定されていない。）。

(2) 再稼働時期(※)と値下げ実施時期との関係

(※)原則として営業運転開始時

①原価算定期間内に想定よりも早く再稼働する場合の扱い

- 想定よりも高浜原子力発電所各号機の再稼働が早まった場合には、それにより削減される燃料費等のコスト分を需要家に還元するため、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきである。仮に1基のみが想定より早く再稼働し、残りの1基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的であっても、燃料費等の追加費用が、今回の認可時における追加費用の想定を下回ることが明らかな場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきである。
- 原価算定期間内に値下げを行う場合、速やかに値下げを行う必要性、値下げ率の計算や事務手続等を鑑み、原則として、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。
- また、原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後は、新たな原価算定期間の下で原価を再算定することにより、再稼働による燃料費等の費用削減効果を最大限に織り込むことが可能となることから、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきである。

②原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合の扱い

- 原価算定期間内に想定よりも遅れて高浜原子力発電所が再稼働した場合、原価算定期間内に値下げを行うことは求められないことが原則であるが、原価算定期間終了後には再稼働を前提として料金を算定することが可能であることから、原則として、原価算定期間終了後に直ちに値下げを行うべきである。

③原価算定期間終了後に再稼働する場合の扱い

- 原価算定期間終了後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきである。
- この場合、原価算定期間内に値下げする場合と同様に、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきである。

④大飯原子力発電所が再稼働する場合の扱い

- 今回の申請においては、原価算定期間内に大飯原子力発電所が再稼働することは想定されていないが、大飯原子力発電所が再稼働した場合には、上記①から③までの高浜原子力発電所が再稼働した場合の考え方と同様の考え方に基づき、値下げを行うべきである。

(3) 値下げ率

- 再稼働の時期や原価算定期間との関係等によって値下げ率が異なることが想定され、事前に一意的に決めることが困難である。
- したがって、具体的な値下げ率そのものについて条件とはせず、後述する電気料金審査専門小委員会でのフォローアップを通じ、適正な値下げが実施されることを確認すべきである。
- なお、中長期的に考えれば、関西電力においては、少なくとも一昨年(平成25年)改定以前の水準まで、着実に電気料金を下げていくことを目指すべきである。

(4) 電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ⁹

- 値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず(原価算定期間内外問わず)、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。

8. 美浜発電所1・2号機、日本原電 敦賀発電所1号機の廃炉

- 3月17日に美浜発電所1・2号機、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉の意思決定がなされたことを踏まえ、美浜発電所1・2号機の廃炉に伴い、修繕費や諸経費等の減少が見込まれ、また、日本原電敦賀発電所1号機の廃炉に伴い、購入電力料の減少が見込まれることを確認した。
- 関西電力からはこれらの費用の減少分を電気料金負担の軽減に活用するとの説明がなされたが、関西電力においてはその額及び算定の根拠を明らかにした上で、費用の減少分については、その全額を電気料金の負担の軽減に活用することを求める。また、次回の料金改定に際しては、廃炉に伴う費用の減少分が原価に織り込まれていないことを厳格に確認するべきである。

參考資料

(敬称略)

	秋池 玲子	ボストンコンサルティング グループ シニア・パートナー & マネージング・ディレクター
委員長	安念 潤司	中央大学法科大学院 教授
	梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
	辰巳 菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員 協会 常任顧問
	永田 高士	公認会計士
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
	南 賢一	西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
委員長代理	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

(オブザーバー)

河野 康子	全国消費者団体連絡会 事務局長
飯田 秀男	全大阪消費者団体連絡会 事務局長
青山 直樹	日本商工会議所 産業政策第二部 担当部長(第23回小委まで)
市川 晶久	日本商工会議所 産業政策第二部 副部長(第24回小委以降)
岡田 恵子	消費者庁消費者調査課長

- 平成26年 12月24日 関西電力より、電気料金認可申請の提出
- 第20回（平成27年1月21日） 申請事業者からの説明、消費者団体・中小企業関係団体からの意見聴取
経営効率化
前提計画（需要想定・供給電力量、原子力発電所の再稼働時期）
- 第21回（2月 2日） 自治体関係者からの意見聴取
個別の原価等（燃料費、購入・販売電力料）
- 第22回（2月25日） 個別の原価等（使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費、
公租公課、費用の配賦・レートマーク、値下げの条件）
- 3月 3日 関西電力値上げに係る公聴会
- 第23回（3月24日） 指摘事項への回答、公聴会及び国民の声の報告
- 第24回（4月10日） 検討を深めるべき論点
- 第25回（4月21日） 査定方針案の検討